

# 横浜市親と子のつどいの広場運営団体募集に係る質疑及び回答

令和6年7月1日

横浜市こども青少年局地域子育て支援課

## 1 募集対象地域について

**Q 1** 募集対象地域について、募集対象地域一覧に記載のないエリアに申請することは可能か。

A 1 「親と子のつどいの広場事業 新規運営団体募集要項」2公募の条件(4)実施場所アに記載のとおり、募集対象地域一覧に記載の地域に当てはまらない物件では、応募できません。

**Q 2** 「募集対象地域一覧」中の指定されている地域があるが、道路を挟んで異なる町名の場合は申請できるか。

A 2 親と子のつどいの広場の整備を進めるうえでは、既存の地域子育て支援の場との配置バランス等を考慮する必要があります。募集対象地域一覧に記載しているエリアは、各区の実情を踏まえ、必要なエリアを抽出しています。そのため、募集エリアから外れている地域については、今回の応募では申請していただくことはできません。

## 2 実施場所・物件について

**Q 3** 実施予定場所の実地調査について、実施日程の時期に候補物件はまだ空室でなく、内覧ができない可能性がある。そういった場合でも申請できるか知りたい。

A 3 選定委員会では事業者だけでなく、物件情報も含めて採点し、選定するため、原則認められません。ただし、同じ建物の別の部屋で間取りが同じなど、事業実施予定物件と同条件を内覧できる場合は対応可能です。

**Q 4** 実施予定地を実地調査する時に、室内はどの程度整えておく必要があるか。

A 4 実地調査時に、広場として整える必要はありません。

実地調査は地域子育て支援課職員が候補物件へ行き、申請書類と相違ないかを確認したり、外観や内部の写真を撮影したりする等を行います。その際の写真等は物件についての審査資料を作成する際に使用します。

### 3 事業運営について

**Q 5 広場スタッフ（子育てアドバイザー）に資格要件はあるか。また、受講が必要な研修はあるか。**

A 5 「親と子のつどいの広場事業 新規運営団体募集要項」2 公募の条件（3）ウ スタッフ配置基準に記載のとおり、「子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育てに関する知識と理解のある者でなければなりません。」となっており、必須の資格はありません。

研修については、広場運営に必要な研修など、随時ご案内しています。

**Q 6 一時預かりについて、いつから申請できるようになるのか。運営団体が保育所を運営しているなどの場合、すぐに始めることができるのか。**

A 6 概ね広場開設から2年以上、募集年度の過去2年間において1日あたりの平均利用組数が6組以上（年度によって変動）等の基準を設けています。

親子で利用する広場が前提のため、運営法人が保育所を運営している場合でも、優先で一時預かりを始めることはできません。

### 4 その他

**Q 7 プレゼンテーションは、何分を予定しているか。**

A 7 申請書をご提出いただいた後に、申請者のみにお伝えしています。例年ですと、5分から7分間で実施しています。